

## 平成 27 年度（2015 年度）第 1 回吹田市交流活動館運営審議会議事録

- 1 日 時 平成 27 年 11 月 11 日（水）午前 10 時～午前 11 時 30 分
- 2 場 所 吹田市交流活動館 1 階研修室
- 3 出席者 <審議会委員>  
村下委員 的場委員 藤原修身委員 前田委員  
山上委員 藤原俊介委員 久堀委員 山崎委員
- <事務局職員>  
小西義人(人権文化部長)木下寛和(人権文化部理事)原山葉子(人権文化部次長兼男女共同参画室長)横山尚明(人権文化部人権平和室室長)早瀬健次郎(人権文化部人権平和室参事)森本茂(吹田市交流活動館館長)加藤智雄(吹田市交流活動館館長代理)瀬川久美子(吹田市交流活動館非常勤職員)
- 4 傍聴者 なし
- 5 会議概要 1 開会
- 2 運営審議会委員の紹介
- 3 案件  
(1)議案  
①委員長及び副委員長の選出
- (2)報告  
①平成 26 年度（2014 年度）決算について
- ②平成 26 年度（2014 年度）利用状況・事業報告について

③教養文化講座の取組みについて

「つくって、のぞいて☆エコまんげきょう講座」

④施設使用料改定について

⑤貸館業務について

(3)その他

## 6 閉会

## 開会

事務局           本日は、お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から平成 27 年度第 1 回交流活動館運営審議会を開催いたします。

<部長挨拶>

<委員自己紹介>

事務局           続きます。吹田市交流活動館条例施行規則の第 18 条に基づき、議案第 1、委員長及び副委員長の選出に移りたいと存じます。規定では、委員長、副委員長は互選となっております。選出について、ご意見はございませんでしょうか。

G 委員           前年度委員長の B 委員に引き続き委員長をお願いしたいと思います。

F 委員           異議なし

事務局           B 委員のご了承をいただければお引き受けいただくということで、ご異議ございませんか。(異議なし)  
それでは、委員長は B 委員をお願いいたします。B 委員は委員長席に移動をお願いいたします。

G 委員           副委員長は E 委員をお願いしたいと思います。

事務局           E 委員のご了承をいただければお引き受けいただくということで、ご異議ございませんか。(異議なし)  
それでは、副委員長は E 委員をお願いいたします。E 委員は副委員長席に移動をお願いいたします。

<委員長 副委員長の挨拶>

事務局           なお、吹田市交流活動館条例施行規則の第 19 条に基づき、委

員長が本日の運営審議会の議長となります。それでは、委員長・副委員長、よろしくお願いいたします。

委員長            まず、案件に入ります前に、本日の運営審議会の状況について、報告してください。

事務局            本日の運営審議会は委員数 8 名のところ、8 名全員のご出席をいただいております。委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、吹田市交流活動館条例施行規則第 19 条第 2 項に基づきまして、運営審議会として成立しておりますことをご報告いたします。

<傍聴希望者の確認>

委員長            それでは、次第第 3、案件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

報告第①「平成 26 年度（2014 年度）決算について」、事務局の説明を求めます。

事務局            (平成 26 年度（2014 年度）決算について説明) 資料 P2～P4

委員長            それでは、ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

C 委員            資料の印刷が不鮮明で読みづらく肝心なところがわからない。すみませんが、資料を差し替えてもらえませんか。後日郵送でも結構です。

事務局            申し訳ございません。見やすいものにし、後日郵送いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員長            私から伺います。非常勤報酬はおよそ 30 万円増加していますが職員が増えたり交代したりということがあったのですか。

事務局            人数の増加や、交代はありません。全体的に職員の年齢が上

がり経験加算されたことによる増加です。

- 委員長            わかりました。  
                      それ以外は前年同様、かなりおさえているということですね。
- C 委員            負担金、補助及び交付金について、備考欄に研修、大会出席負担金とありますが、具体的にどのようなものがあるのですか。
- 事務局            隣保館職員近畿ブロック研修会、全国女性職員研修会、そのほかに分担金負担金の詳細は加盟しております、大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金が 60,000 円、近畿ブロック分担金が 4,000 円、全国隣保館負担金が 3,000 円などが主です。今年から福祉施設分担金がなくなりましたので、7,000 円の減額となりました。
- 委員長            続いて、報告第②、「平成 26 年度（2014 年度）利用状況・事業報告について」、事務局の説明を求めます。
- 事務局            （平成 26 年度（2014 年度）利用状況・事業報告について説明）  
                      P5 読み上げ
- 委員長            それでは、ただ今の説明につきまして、何かありますか。
- F 委員            教養文化事業の事業実績ですが、週一回と書いてありますが、これは年間通して週一回ということですか。
- 事務局            はい、年間通して週一回ということです。  
                      たとえば介護予防健康体操教室でしたら年間 35 回開講しています。
- F 委員            健康ソフトエアロ教室は、年間何回ですか。
- 事務局            36 回です。
- F 委員            36 回×273＝利用人数となるわけですか。
- 事務局            いいえ、延べ人数です。健康ソフトエアロ教室は午後 7 時 15 か

らあります。一方介護予防健康体操教室は、午後 1 時 30 分からです。利用者は昼間のほうが出やすいのか、介護予防健康体操教室のほうに人気があります。

F 委員           では同じく識字教室も年間で 127 人ということですね。

事務局           はい 127 名です。識字教室は何らかの事情で文字を学べなかつた方に対するもので、特殊で対象が絞られます。

F 委員           とにかく一回あたりの人数をみると非常に少ない数字でずっときている講座があるということですね。

事務局           前回の審議会でも、心が通う話し方教室の参加人数が少ないということでご指摘を受け、図書館に募集をお願いしたところ、受講者が少し増えたという事もございますので今後も、工夫していきたいと思えます。

委員長           ありがとうございます。他にご意見等ありますか。

G 委員           地域交流事業のサマー合宿やスポーツ大会など熱心に取り組んでおられるわけですが、写真等を見せていただいたら具体的にもっとわかると思えます。次回からで結構ですからお願いします。

事務局           次回、そのように配慮いたします。

C 委員           協会としては、写真つきで報告書・決算書を交流活動館に提出しています。

委員長           相談事業について何かありますか  
相談業務は 4 名で担当されているんですね。

C 委員           私から報告するべきかどうかわかりませんが、大阪府の監査を受けるにあたり数字は単件なんです。すなわち、一回で解決なくて、その後も何度か相談を受けても一回しかカウントされない。大阪府からは、相談を受けた回数でカウントしてください。と

ということなんです。ですから実際の数字はもっと増えるということなんです。

委員長           それでしたら統計資料を統一する必要があるのではないですか。

事務局           相談者一人について一件というカウントをしています。  
ただ大阪府からは電話での相談も 1 件とカウントしてよいと言われて  
います。館の方針としましてケースワークに近いものとして  
やっていただいております、単なる相談事業ではなく、隣保館  
設置運営要綱に基づいて相談者に寄り添いやっていくといったよ  
うな事業になっていきますので回数も実際より少ないカウントにな  
るのかも知れません。

C 委員           たとえば暴力事件があれば一件とカウントするわけですが、大  
阪府からはたとえばこれについて 5 回裁判をすれば 5 件としてあ  
げることになっているらしいです。でも私もまだきちんと指導を  
受けていませんので、あくまでもケースとしてのカウントしかし  
ていません。

委員長           すごくいっぱい仕事されているのですから、延べ数も併記する  
と言うのはどうですか。そうなると相談回数ってすごく多いです  
よね。

C 委員           実際は 3 倍近くです。

委員長           隣保館事業としてはケースごとに 1 件としてあげるとい  
うことですね。

事務局           ケースに加えその回数もあげてくださいとお話ししています。

委員長           よくがんばっておられると思いますが、大阪府に対してもっと  
アピールしたほうがいいのでしょうか。

C 委員           人権ケースワーク事業となっていますので、1 回は 1 回、10 回

相談をうけたとしても一つのケースであれば1回としています。  
内訳を資料として提出を求められたら、また別のものになると思います。

F 委員            総合生活相談事業の 216 件については実際もっとあるということがわかったのですが、人権ケースワーク事業の 66 件についても同じことが言えるのですか

C 委員            はい、もっと増えると思います。

F 委員            二つの件数を足すと、すごい数ですね。

G 委員            公にできない内容が多いと思いますが事例として問題が解決したプロセスなど文書で示していただいたらより一層わかりやすいと思うのですが。

委員長            そうですね。一つの案件で何回相談があったか、などを報告いただければよりわかりやすいと思います。

C 委員            不登校児童がいれば、最初は学校の先生が対処するのですが、毎日となると先生の負担も大きいので、地域の役割として連携、協力します。10年間毎日家庭に行き朝起こして食事するのを待つて学校に送り出す。これも私は一件とカウントしています。事例につきましては交流活動館から要請がありましたら提出させていただきます。

事務局            高齢者が家族から暴力を受け金銭を無心されるといった事例がありました。これはアウトリーチで相談を受け、その場に出向き、近隣住民や関係機関で見守り、話を聞くといった対処をしました。単に相談を受け助言するだけでなく、さまざまな関係機関などに出向き、連携することが不可欠ですのでこういった事で時間を取られてしまうということだと思われます。

委員長            それだけ時間を取られては、総合生活相談事業と人権ケースワーク事業の決算金額が適切かということも疑問になりますね



C 委員           それは、わかりませんが、私は与えられたもので与えられた仕事をする事しかできませんから。

委員長           でもそれ以上の仕事をされているということですね。

C 委員           報酬が有る無いにかかわらずやるべきことはやると考えています。

G 委員           件数よりも中身が評価されるべきものだと思います。

C 委員           事例を出せば自ずと、件数の問題も理解されると思うので様式があれば言ってください。

委員長           1 件の裏にある回数を反映できるような書式があれば考えてください。何か大阪府から、延べ回数のカウントの仕方など通達があるわけでは無いのですか。

事務局           大阪府からは件数も回数も報告するように言われています。

委員長           活動の実績を反映するような何か方法を考えてください。

事務局           はい。

委員長           他に何かありますか。

C 委員           識字教室についても、考えていく必要があると思います。例えば、外国人労働者などは言葉の違いに大変、不自由しています。それを助ける組織や団体に働きかけるなど、少し考えていけば利用者が増えるのではないかと思うのですがどうですか。

事務局           私自身、識字関係の交流会や研修会に参加するようになり、参加者と意見交換する中で外国人が日本語を学ぶ場所は増えてきている。そのなかで交流活動館がどこまで担えるかということを考えています。今後も引き続き、参加しニーズなどを把握してい

きたいと思います。次回の審議会では、もう少し前向きな対策を返答させていただけるよう努力いたしますのでよろしくお願いいたします。

委員長 識字教室は年何回ですか。

事務局 年 40 回です。

委員長 平均しますと 1 回 3 人から 4 人ですね。

事務局 外国人対象のものと、過去に、さまざまな理由で教育を受けられなかった人が対象のものと 2 つに分かれています。

交流活動館では後者の文字を学べなかった方を対象としています。

外国人対象となりますと内容が変わってしまいますので、そのあたりも勉強しながらやっていきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 交流活動館を利用してもらえるようによろしくお願いいたします。

他にご意見等ありますか

続いて報告第③、「教養文化事業での取組みについて」、事務局の説明を求めます。

事務局 「夏休みあーと教室エコまんげきょう」は今年の 7 月に開催しました。毎年夏休みの初めに子どもを対象にした講座を開講しています。小学校低学年 1～3 年生を対象に募集したところ 17 名の応募がありました。

内訳は岸部第一小 8 人、岸部第二小 8 人、千一小 1 人、計 17 名です。

学年別では 1 年生 8 人、2 年生 3 人、3 年生 6 人です。

7 月 25 日土曜日午前 10 時から 12 時で、講師は佐藤圭子先生にお願いしました。費用は材料費として、万華鏡レンズ代 500 円徴収しました。当日の様子は、先生から色についての話を聞いてから万華鏡制作に入り、保護者同伴の受講者もいましたが、

子どもだけの参加もありました。低学年でしたので心配もありましたが、講師から少しアドバイスを受けるだけで自身でどんどん作り上げることができました。作品は個性豊かなものに仕上がりました。

参加者のアンケートでは、楽しかったが17名中15名でした。他におもしろかった、またやってみたい、などの感想もあり好評でした。反省点としまして、市報とホームページで募集しましたが近隣の小学校の児童ばかりだったということです。近隣の小学校にはチラシをもって直接訪ねたのですが、それ以外の小学校にはチラシを持って行かなかったことが原因だと思われます。今後は地域外からも参加してもらえるように努力したいと思います。

委員長                    ありがとうございます。  
                              何かご意見ございますか  
                              続いて、報告第④、「施設使用料改定について」、事務局の説明を求めます。

事務局                    (施設使用料改定について説明)  
                              P 10 読み上げ  
                              P 11～14 参照

委員長                    ただ今の説明につきまして何か、ご意見はありますか

F 委員                    使用料が借りる部屋によって上下したのがありますが、利用率の高いところが上がって、そうでないところが下がったという見方が出来るのですが、この改定によって見込まれる利用率の試算はしていないのですか

事務局                    昨年度の使用料が 23,600 円ですので、この改定によって利用率が変化することは無いと思われまます。  
                              やはり利用率を上げていかないことには変わらないと思います。

F 委員                    使用料への影響はほぼ無いということですね



- 事務局 説明不足ですみません。  
この真ん中の表は面積に時間をかけた数字になっています。  
なおかつ基本方針の中で 100 円未満は切り捨てということがあります。100 円未満を切り捨てたものが下の表の数字になります。  
それと、全日の金額が違うと思われると思いますが、午前と午後と夜間の使用料をたすと全日の金額になります。  
少ない金額を合計しているということです。
- 委員長 他にありますか。  
この件に関しては、運営審議会は報告を受けるということで、反対をすとか、そういったことではないですね。
- 事務局 ご意見がありましたら後日、機会をもうけます。
- 委員長 はい、わかりました。他にありますか。  
続いて、報告第⑤、「貸館業務について」、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (貸館について説明) P17 読み上げ
- 委員長 ありがとうございます。  
ご質問ご意見ありますか。  
では、私より確認ですが、この使用日数は教養文化講座の通年講座等を含んでいるのですか。
- 事務局 はい、含んでいます。
- 委員長 そうしますと、一般の貸館は無いのと同じですね。  
介護予防健康体操で 35 日、健康ソフトエアロで 36 日使っているということですね。それはだいたい研修室ですか
- 事務局 3F ホールです。
- C 委員 ホールの 13 時～17 時の区分にカウントされるわけですね。

委員長           50 日のうち 35 日が介護予防健康体操で使っているということですね。

事務局           はい、そうです。

C 委員           そろばん教室や、かきかた教室は含まれていないのですか。

事務局           はい、そろばん教室や、書き方教室で使用している部屋は貸館対象以外の部屋ですので含まれていません。

C 委員           利用率を上げるために、どんな努力をされていますか。

事務局           市報に掲載したり、PTA等の会合で宣伝をしたり、ホームページにあげるなどです。

C 委員           例えば、公民館は吹田市内に 29 館ありますが、とても市民の認知度が高いですね。交流活動館は近隣市民でも知らない人がたくさんいる。このあたりの改革を考えていくべきだと思います。何か新しいアイデアを考えておられますか。

事務局           今後小学校などの会合に出向き張り紙やチラシなどで宣伝していきたいと考えています。

委員長           前年度から、ずっと利用率が低いというのが悩みの種ですよ。和室の設備も良いので何とかならないのかなと思いますが。

C 委員           以前、地方から出て来て、働き始めた近隣病院の看護師たち向けに、着付け教室を開催したことがあります。それがきっかけとなり交流活動館の存在が一時的に大きく知れ渡ったこともあります。そういったことも、人権平和室として指導をして欲しいと思います。

                    交流活動館の職員だけでは荷が重いのではないですか。施設がもったいないですね。

- 委員長 貸館事業について使用目的等制限があるのですか。  
営利目的はだめですよ
- 事務局 はい、営利目的はお断りしていますが、それ以外は特にありません。
- C 委員 障害者団体等は困っているのではないですか  
そういったところに利用してもらえるようにしていかないと  
いけませんよね
- 事務局 はい、増やすよう努力していきます。
- 事務局 人権文化部としましても利用率の前にまず認知度を上げていく  
のが第一歩だと思います。吹田市の他の施設は利用率が高く、予  
約を取るのも大変だと聞きます。交流活動館も知ってもらえば利  
用率を上げることにつながると思います。  
もう一点、和室の話ですが和室は、お茶やお花など使用目的  
が限定されるのですが、逆にその特殊性を生かしてアピールして  
いければと思います。交流活動館だけでは無く、人権平和室とし  
て、人権文化部として努力していこうと思いますのでよろしくお  
願いいたします。
- 委員長 デュオでは、男の調理教室が超満員で、調理設備のある施設は  
予約が殺到すると聞いています。交流活動館を使用するなら無競  
争ですのにね。
- C 委員 ここは交通の便が悪いからね
- 事務局 市内全体で見るとそうかなと思います
- C 委員 すいすいバスでも回してもらえればと思いますがね。
- 事務局 すいすいバスは難しいと思います。  
委員長のおっしゃった男女共同参画センター（デュオ）は部内  
ですので、他の部局よりも連携もスムーズだと思われるので話

をしてみて利用率につながるようでしたら検討いたします。

委員長            使用料を下げても払う人がいなければ甲斐が無いですね。  
他にご意見ありますか

F 委員            交流活動館やコミュニティセンター、公民館等において、それぞ  
れに使用目的等についての制限の違いがあるのですか

事務局            とくに違いは無いと思います。  
交流活動館の事業は隣保館事業ですので、隣保館設置要綱で住  
民交流というのが事業の柱となっています。それから大きく外  
れるものはできないということになります。ただコミュニティ  
センター等でも住民交流を目的としていると思いますので、大  
きな違いは無いと思います。

F 委員            そうですよ。でも前年度も感じたのですが、何か制約があるよ  
うに思ってしまうのですよ。営利目的や、宗教関係はだめとい  
うのはわかるのですが、それ以外に何か壁があるのかなあとい  
う思いが払拭できないのでお尋ねしました。

事務局            いえ、ありません

C 委員            ニーズの収集の方法についてはどうですか。

事務局            職員で講座案を出し合ったり、事業に関して、工夫していき  
たいと思いますのでよろしく願いいたします。

F 委員            大きいイベントを行えばたくさん人が集まるのですからポテン  
シャルは絶対あると思います。

委員長            せっかくの良い施設ですからお願いします。

C 委員            ちなみに、この数字を来年度はどれだけ上げたいと思いますか。  
この 13.4 パーセントの事です。



事務局 増やしたいです。

C 委員 いや、先ほどから聞いていますと、人件費も上がっているのに実績が上がらないというのはおかしいのでは無いですか。

例えば以前ある企業から、販売に関わる研修を交流活動館で行いたいと言われたので、私が中継をして交流活動館の職員に伝えたところ、それは営利目的につながるからだめだということで、私の知らないあいだに断っていたということがありました。企業ですから利益をあげるのは当然ですが、そこだけで判断する職員の資質が問題だと思います。

企業は顧客とコミュニケーションをとり信頼を得て、リピーターをつくるという目的があるのです。職員自身が人を受け入れコミュニケーションを図る研修をするんだという解釈の仕方ができないということに問題があると思うのです。

そこができていないから講座を開くなどと言われても絵に描いた餅となると思うのです。コミュニケーションも含めて部長にも少し考えていただきたいと思います。

表面だけ見て金儲けにつながるからだめだというのではなく企業は企業の社会的責任として、人材育成をやっていかなければいけないし、また特性を生かし、地域とのコミュニケーションを図りながらつながって行くのだと思います。

事務局 社内の研修においては営利目的にはあたらないと思いますので、断った経緯はわかりませんが、注意したいのは物品の販売目的などの問い合わせがあります。

先日は乳児の首を揉むといったような内容のものもありました。問い合わせ時は子どもの体操教室です。ということだったのですが、よく調べてみるとそういったことで以前死亡事故になったケースもあるようでした。くれぐれも使用目的には注意しながらニーズに対応していきたいと思います。

委員長 他に無いようでしたらそろそろ時間ですので閉会したいと思います。今年度の審議会から委員として出席されています E 委員からご意見を頂戴したいと思います。

副委員長 私どもは国の機関ですから、交流活動館の使用料についてと  
いったような議題は初めて伺いました。今日は、勉強させてい  
ただきました。今後ともよろしくお願いいたします。

委員長 時間がせまりましたので案件(3)その他について何かあります  
か。

事務局 吹田市交流活動館運営審議会の前回分の議事録を配布させて  
いただいています。お知らせとしまして 11 月 21 日に人・つな  
がり・きしべプラザを開催します。たくさんの方が来られる予  
定で去年は約 3,000 人来られました。朝早くから館玄関前で餅  
つき大会をしたり、二中校区の地域教育協議会の協力により移  
動動物園が開かれたり、青少年クリエイティブセンターでは戦  
後 70 年にちなみまして、台湾や沖縄出身の方に演奏をしてもら  
い、盛り上げたいと思います。さながら、地域の文化祭といっ  
たイベントです。皆様、時間がございましたら是非、お立ち寄  
りください。よろしくお願いいたします。

もう一点、第 2 回の審議会の日程ですが、来年 3 月下旬に開  
催したいと思います。また日程が近づきましたらご予約をお聞  
かせいただきたいと存じます。

委員長 他に何かありますか

G 委員 今の館長さんは地域をずーっと巡回されています。  
わたしは館長さんが地域のために、よくがんばって下さってる  
と思います。とてもありがたいなあと思っています。  
この場を借りまして皆さんにご報告させていただきます。  
今後もより一層ご協力お願いいたします。

委員長 他に無ければこれにて閉会させていただきます。  
ありがとうございました。